

仙台市地震防災アドバイザー室へようこそ!



いつもご覧いただきありがとうございます。

今回の更新で 20 回目となりました。

100 万人の防災！地震対策は今日(京)から始めましょう！

■「自然の力<備え」=自然現象、「自然の力>備え」=災害。これは何？

平成 19 年 1 月 19 日掲載



「雨が降る」ということを例にとって話しましょう。

「雨が降る」つまり「自然の力」です。

「自然の力<備え」⇒自然現象

家々の樋や道路の排水設備、雨水管、排水ポンプといった「備え」が「自然の力」を上回り、きちんと整備されていれば、「雨が降る」という「自然の現象」に過ぎません。



「自然の力>備え」⇒災害

しかし、これらの整備が不十分、あるいは整備されていないと「自然の力」が「備え」を上回り、浸水や冠水といった「災害」が発生します。

地震も同じです。

「地震」という「自然の力」よりも「備え」が上回れば、単なる地面の揺れという「自然現象」です。

「備え」をしっかりと「地震災害」にさせないで、「揺れる現象」にとどめるようにしましょう。

「備え」の再チェック

主なチェック項目と対処法は次のとおりです。皆さんのお宅はいかがですか？

	チェック項目	チェック
(1)	我が家は昭和56年5月以前に建築している。	
(2)	寝床の脇や寝室の出入口近くに家具がある。	
(3)	テレビ、レンジ、冷蔵庫などの家電品の地震対策をしていない。	
(4)	食器棚、リビングのサイドボードの扉はガラスである。	
(5)	吊り戸棚や物入れの観音開き戸に開き防止のストッパーがない。	
(6)	下駄箱の上にガラスの花瓶やガラスの置物がある。	
(7)	家族で地震について話したことがない。(避難場所・安否確認など)	
(8)	自宅の塀はブロック塀である。(通勤通学路にブロック塀がある。)	
(9)	懐中電灯や携帯ラジオなどの非常持ち出し品を準備していない。	
(10)	水や食糧を備蓄していない。	

上記の(1)から(10)の対処法

	対処法	確認済
(1)	先の宮城県沖地震を契機に昭和56年6月、建築基準法が大幅に改正され、耐震について強化されました。仙台市では、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修についての補助制度があります。	
(2)	寝ている時は、特にとっさの対処が取れません。 家具の固定や配置換えをして寝床への家具の転倒、また、避難時に必要な出入り口の閉鎖を防止しましょう。	
(3)	大型の家具だけでなく、テレビやレンジ、パソコン(デスクトップ型)などの家電品も固定しましょう。部屋の隅から隅へテレビが飛んできたという事例もあります。	

		
(4)	<p>ガラス戸には飛散防止フィルムを貼りましょう。家具が倒れなくても中の食器などがガラスを突き破って散乱する可能性があります。また、食器などの下に滑り止めマットなどを敷くのも有効です。</p> 	
(5)	<p>揺れで扉が勢い良く開き、中のものが落下してケガや避難の障害となる可能性があります。ストッパーを取り付けましょう。</p>	
(6)	<p>玄関にあるガラス製品が固定されていないと、落下・破損して避難の障害になります。新潟県中越地震の時も、履物に入ったガラス片で受傷したという話を聞きました。枕元にサンダルやスリッパがあると避難時に便利です。</p>	
(7)	<p>家族全員いつも一緒とは限りません。事前に対処方法や安否確認の方法、避難場所などについて話し合しましょう。</p>	
(8)	<p>先の宮城県沖地震では、ブロック塀の倒壊により多くの方が亡くなりました。お住まいをブロック塀で囲んでいる方は、再点検をお願いします。</p> <p>（民法第 717 条には、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があつて他人に損害を生じた(与えた)ときは、その工作物の占有者は被害者に対して損害賠償の責任があると定められています。）</p> <p>自動販売機や看板などの状況も再点検してください。</p>	

(9)	<p>地震の揺れから「生き残った」なら「生き延びる」ために何が必要かを考え、非常持ち出し品の準備をしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他人には不要なものでも、自分には必要な物があります。家族の状況を考えて準備しましょう。 ・ 「準備したらもうおしまい。」ではありません。定期的に点検・交換しましょう。 ・ 保管場所も考えましょう。「避難時に容易に取り出せる。」ことが大事です。 	
(10)	<p>水は、飲料水ばかりではありません。トイレなどの生活用水も必要です。</p>	